

しょうがいしゃ たいしょう
障害者を対象とした

かいけいねん どげつがくせいしよむ じ む しょういんさいようせんこうあんない
会計年度月額制庶務事務職員採用選考案内

れい わ ねん がつ にち
令和8年8月18日
なごや しきょういくいんかい
名古屋市教育委員会

うけつけきかん (オンライン申込) 8月18日 (火) ~ 9月11日 (金)
ゆうそうもうしこみ (郵送申込) 8月18日 (火) ~ 9月11日 (金) 必着

1 ぼしゅうないよう
募集内容

なごや しきょういくいんかい において勤務する障害者を対象とした会計年度月額制庶務事務職員を募集します。採用数は予定数です。(複数の選考区分への申込はできません)

せんこうくぶん 選考区分		はいぞくよていさき 配属予定先 (勤務場所・区)	さいよう 採用 にんすう 人数	おも しよくむないよう 主な職務内容
①	きょういくいんかい 教育委員会 事務局 事務補助 (週30時間)	きょういくいんかいじむきょく 教育委員会事務局 ワークステーション (市役所本庁舎・中区 または 市教育館・東区)	じゃっかんめい 若干名	なごや しきょういく 名古屋市教育 委員会事務局各所属 の事務室内における 軽易な事務(パソコン によるデータ 入力や簡易な 経理・庶務事務、文書 交換、書類整理、電話 応対等の事務補助) や施設内外の清掃、 軽作業
		いちりつこうとうがっこう 市立高等学校 (とみたこうこう なかがわく 富田高校・中川区)	めい 1名	
②	いちりつしょうちゅうがっこう 市立小中学校 幼稚園 学校事務補助 (週30時間)	いちりつしょう ちゅう 市立小・中・ 特別支援学校、幼稚園	めい 10名 程度	いちりつがっこう ようちえん 市立学校・幼稚園で の軽易な事務や施設 内外の清掃、軽作業 等 詳細は別紙(職場 説明)

2 受験資格

次の（１）及び（２）の要件をすべて満たす方

（１）次に掲げるいずれかの手帳の交付を受けている方

①身体障害者手帳

②愛護手帳（療育手帳）

③精神障害者保健福祉手帳

（２）次のいずれにも該当しない方

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない方

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている方（心身耗弱を原因とするもの以外）

3 きんむじょうけんとう 勤務条件等

せんこうくぶん 選考区分	①・②
にんようきかん 任用期間	れいわ ねん がつ にち 令和8年12月1日から令和9年3月31日まで ※勤務実績・予算等に応じて翌年度も再び任用される可能性があります。(最大4回)
きんむび 勤務日 きんむじかん 勤務時間	しゅうかん じかん きんむ 1週間あたり30時間勤務 (しゅう か にち じかん きんむとう 週5日1日6時間勤務等) じかんでいと きゅうけい ※1時間程度の休憩あり
きゅうじつ 休日	どようび にちようび こくみん しゅくじつ かん ほうりつ きてい きゅうじつ ねんまつ 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末 ねんし ねんし がつ にち がつ にち 年始(12月29日から1月3日まで)
ほう しょう 報酬	げつがく えん 月額170,248円 (ちいきてあてそうとうほうしょう ぶく 地域手当相当報酬を含む。) ほか つうきんてあて そうとう ひようべんしょう きまつきんべんてあて 他に通勤手当に相当する費用弁償、期末勤勉手当
きゅうか 休暇	ねんじきゅうか せいりきゅうか けっこんきゅうか きびききゅうかおよ かいごきゅうかとう 年次休暇、生理休暇、結婚休暇、忌引休暇及び介護休暇等
しゃかいほけん 社会保険	けんこうほけん なごやし しょくいんきょうさいくみあいまた こうりつがっこうきょうさいくみあい 健康保険：名古屋市職員共済組合又は公立学校共済組合 ねんきん こうせいねんきんかにゅう た こうようほけんてきょう こうむさいがいほしょう 年金：厚生年金加入 その他：雇用保険適用、公務災害補償あり

※採用されるまでに報酬関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

4 もうしこ 申込み

(1) もうしこみきかん 申込期間

れいわ ねん がつ にち か 令和8年8月18日(火)から令和8年9月11日(金)まで

(2) もうしこみほうほう 申込方法

つぎ ほうほう もうしこみ
次の①、②のいずれかの方法で申込してください。オンラインで申込が可能
かた かとう かぎ もうしこみ りよう
な方は可能な限りオンライン申込をご利用ください。

①オンライン申込

以下のURLにアクセスするか、又はスマートフォンで以下のQRコードを読み取りアクセスしお申込みください。（通信料は個人負担となります。）

【申込URL・二次元コード】

<https://logoform.jp/form/mX9C/1675381>



②郵送・持参申込

「会計年度月額制庶務事務職員採用選考申込書」を、下記送付先まで郵送（9月11日（金）必着）もしくは持参してください。持参の場合は、申込期間内（閉庁日除く）の9時～12時、13時～17時半まで受け付けます。

※封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

※郵送方法は指定しませんが「特定記録郵便」等による方法が確実です。

（送付先・連絡先）

選考区分により申込先・連絡先が異なります。選考区分に応じた申込先に書類を送付してください。複数の選考区分への申込みはできませんので、応募する選考区分をあらかじめ決定したうえで申込みしてください。

せんこうくぶん 選考区分		もうしこみさき と あ さき 申込先・問い合わせ先
①	きょういくいいんかいじむきよく 教育委員会事務局 しむほじょ 事務補助	〒460-8508 なごやしなかくさんのまるさんちようめ 名古屋市中区三の丸三丁目1-1 なごやしきょういくいいんかいじむきよくじんじぶじんしか 名古屋市教育委員会事務局人事部人事課 しよむじむしよくいんさいようたんとう 庶務事務職員採用担当 TEL：052-972-3208
②	いちりつしょう ちゅう 市立小・中・ とくべつしえんがっこう 特別支援学校、 ようちえん 幼稚園 がっこうじむほじょ 学校事務補助	〒460-8508 なごやしなかくさんのまるさんちようめ 名古屋市中区三の丸三丁目1-1 なごやしきょういくいいんかいじむきよくじんじぶきょうしよくいんか 名古屋市教育委員会事務局人事部教職員課 しよむじむしよくいんさいようたんとう 庶務事務職員採用担当 TEL：052-972-3239

5 選考日程について

試験	日時
第1次試験	9月11日（金）までに採用選考へ申込み（書類選考） 【第1次合格者発表日：9月18日（金）】
第2次試験	9月28日（月）～10月2日（金）のいずれかの日に20分程度 ○試験会場及び集合時間については、第1次試験合格者発表のときに合格者に通知します。受験日の希望には応じられません。 【第2次合格者発表日（予定）：10月16日（金）】
第3次試験	10月26日（月）～10月30日（金）において1～2日程度 ○試験会場及び集合時間については、第2次試験合格者発表のときに合格者に通知します。受験日の希望には応じられません。 【最終合格者発表日：11月上旬】

（合格者発表に関する注意事項）

- 結果は文書にて通知します。また、最終合格者については、本市公式ウェブサイト（<http://www.city.kanagawa.lg.jp>）に掲載します。
- 電話等による合否に関する問い合わせには、お答えできません。

6 試験の内容について

試験科目	内容
第1次試験 書類選考（50点）	○申込内容により、理解力、表現力や職務能力や職務への適性を判断します。
第2次試験 面接試験（100点）	○面接員による面接を行います。
第3次試験 実地試験（150点）	○勤務予定職場において、実地試験（1～2日間程度）を行います。

※1 各試験科目において得点が一定基準に達しない場合は、総合得点に関わらず、不合格になります。

※2 試験に際して、報酬・交通費等は支給されません。

7 最終合格から採用まで

- (1) 採用は令和8年12月1日を予定しています。(採用後1月間は条件付採用期間となります。)
- (2) 任用期間は、令和8年12月1日から令和9年3月31日までとなります。なお、勤務実績に応じて翌年度も任用される可能性があります。(最大4回)
- (3) 受験資格がないことや申込書類に虚偽・不正があることが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- (4) 各選考区分の採用数の充足状況により、申し込みをした選考区分とは異なる他選考区分へ採用する場合があります。
- (5) 選考区分②の業務へ従事する場合、令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、施行日以降に特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

「こども性暴力防止法」においては、特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、該当業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当該職員の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとなります。

このため、今回の採用においては「こども性暴力防止法」の施行前ではありますが、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

8 試験結果の提供

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第9条の規定に基づき、口頭で提供を申し出ることができます。提供は閲覧により行います。

もうしで ひと 申出できる人	ていきょうないよう 提供内容	もうしでか かん 申出期間	もうしでほうほう 申出方法
だい じ しけん 第1次試験 ふごうかくしゃ 不合格者	だい じ しけんじゅんい ・第1次試験順位 だい じ しけんとくてん ・第1次試験得点 だい じ しけんごうかくきじゅんてん ・第1次試験合格基準点	かくしけん けっかはつびょうび 各試験の結果発表日 からその翌月同日ま で（ただし、最終日 が閉庁日の場合は、 次の開庁日まで） ・9時～12時 ・13時～17時 （土・日・祝・振替 休日・年末年始を除 く。）	もうしこみくふん がいとう 申込区分ごとに該当 する申込先において ふごうかくしゃ じゅけん 不合格者である受験 者本人が次の書類を 提示のうえ口頭で申 し出てください。 ・運転免許証等の 写真付き身分証明 書 ・受験票又は選考 結果通知書
だい じ しけん 第2次試験 ふごうかくしゃ 不合格者	だい じ しけん そうごうじゅんい ・第2次試験までの総合順位 だい じ しけん そうごうとくてん ・第2次試験までの総合得点 だい じ しけんごうかくきじゅんてん ・第2次試験合格基準点		
だい じ しけん 第3次試験 ふごうかくしゃ 不合格者	そうごうじゅんい ・総合順位 そうごうとくてん ・総合得点 さいしゅうごうかくきじゅんてん ・最終合格基準点		
ふごうかくしゃ 不合格者の いに 委任による だいにん 代理人	だいにん もうしで ばあい つぎ 代理人が申出する場合は次の①、②に掲げる書類の提示及び③に掲げ る書類の提出が必要です。 ①代理人の身分証明書（写真付き） ②不合格者の身分証明書（写真付き）の複写物及び不合格者の受験票又は選考結果通知書 ③委任状（代理人の氏名及び住所、不合格者の氏名及び住所、委任 事項並びに作成年月日の記載があるもの）		

※ 提供申出は受験者本人又は不合格者の委任による代理人による市役所（中区三の丸三丁目1番1号）への来庁が必要です。電話・郵便等による申出は受け付けておりません。

※ 必要提示書類に不足がある場合は開示できません。

9 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1-1
名古屋市教育委員会事務局人事部人事課
庶務事務職員採用担当 TEL：052-972-3208
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1-1
名古屋市教育委員会事務局人事部教職員課
庶務事務職員採用担当 TEL：052-972-3239

さんしょうじょうぶん
(参照条文)

がっこうせっちしゃどうおよびみんかんきょういくほいくとうじぎょうしゃ じどうたいしょうせいぼうりょくとう ぼうしどう
学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための
そち かん ほうりつ れいわ ねんほうりつだい ごう しょう
の措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

ていぎ
(定義)

だいにじょう りやく
第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- いち けいほう めい じよんじゅうねんほうりつだいよんじゅうごごう だいはくくになじゅうろくじょう だいはくくになじゅうななじょう
一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、
だいはくくになじゅうきゅうじょう だいはくくはちじゅうにじょう だいにひやくよんじゅういちじょうだいいちこう も
第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは
だいきんこうまた だいにひやくよんじゅうさんじょう どうこう つみ かか ぶぶん かぎ つみ
第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
に とうはんとう ほうしおよ しょぶん かん ほうりつ しょうわごねんほうりつだいきゅうごう だいよんじょう つみ けいほう
二 盗犯等の防止及び処分にに関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法
だいにひやくよんじゅういちじょうだいいちこう つみ おか こうい かか かぎ
第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

さん じどうふくしほうだいろくじゅうじょうだいいちこう つみ
三 児童福祉法第六十条第一項の罪

よん じどうかいしゅん じどう かか こういどう きせいおよ しょばつなら じどう ほ ごとう かん
四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する
ほうりつ へいせいじゅういちねんほうりつだいがじゅうにこう だいよんじょう だいはちじょう つみ
法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

ご せいてき しだい こういどう しょうおふ おうしゅうぶつ きろく せいてき しだい
五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の
えいそう かか でんじてききろく しょうきょう かん ほうりつ れいわいねんほうりつだいろくじゅうななごう だいにじょう
影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条
だいろくじょう つみ
から第六条までの罪

ろく とどうふけん じょうれい さだ つみ つか かか こうい
六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイから二までに掲げる行為のいずれ
かを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞ
き見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」とい
う。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を
さむ も せっち こうい
差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

二 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

ほうりつ とくていせいはんざいじじつがいとうしゃ つぎ かくごう がいとう
8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当す
る者をいう。

いち とくていせいはんざい こうきんけい い わた さいばん かくてい もの けい ぜんぶ しっこう
一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行
ゆうよ いいわた う もの とうがいしっこうゆうよ いいわた と け もの のぞ じごう
猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号
において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又
は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

に とくていせいはんざい こうきんけい い わた さいばん かくてい もの しっこうゆうよしゃ
二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であ
って、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。)による改正前の刑法第百七十八條の二、第百八十一條第三項若しくは第二百四十一條の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第百七十六條から第百七十八條までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一條前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四條第二項(第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二條に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令(令和7年政令第440号)(抄)第2条及び附則第2項に掲げる条例(各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例)で定める又は定められていた罪であって、同号イから二までに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。